

国独法に関する指針を参考に、新たに目標策定指針・評価指針を策定し、法人の業務運営に係る PDCA を一層実効性・透明性の高いものにする。

目標策定指針のポイント

主な記載事項：目標策定にあたっての基本的な考え方、各目標項目に設定すべき事項、策定スケジュール

① 具体的な中期目標の設定 【法第 25 条第 2 項】

- ・ 都民に対し、「どのような目的及び必要性の下、何に基づき」、「いつまでに」、「何について、どのような水準を実現するのか」等について、分かりやすく明示
 - 具体的、客観的、的確かつ明確であること
 - できる限り定量的で、アウトカムに着目した目標を定めること
 - 実現可能性を過度に考慮した安易な水準としないこと

※ 公立大学法人については、法の特例を踏まえ、大学における教育研究の特性に十分配慮して指針を運用

原則として、次期中期目標から、定量的な指標を目標に設定。
それまでは、中期計画・年度計画に定量的な目標指標（KPI）の設定を推進。

② 政策体系における位置づけを明示（国の取組に準拠）

- ・ 法人に、都の政策に位置づけられた的確かつ明確な役割（ミッション）を付与
- ・ その際、法人と十分に意思疎通を図り、両者がミッションを共有することが重要
- ・ 原則として、次期中期目標から法人のミッションを明示

※ 公立大学法人については、政策上の位置づけではなく、「自らの強み、特色、公立大学法人としての役割」を明示

＜例＞（独）産業技術総合研究所の目標

「日本再興戦略」2014 及び「科学技術イノベーション総合戦略 2014」においては、産総研において「橋渡し」機能強化に先行的に取り組み、（中略）「橋渡し」機能を担うべき他の研究開発法人に対し、対象分野や各機関等の業務の特性等を踏まえ展開 することとされた。

評価指針のポイント

主な記載事項：評価にあたっての基本的な考え方、評価の手順及び手法、評語の設定、評価スケジュール

① 経年比較等のデータ分析を踏まえた評価（国の取組に準拠）

- ・ 経年の実績データを掲載するとともに、評価根拠となる実績との対応を明確化し、過年度実績との客観的な比較を可能に
- ・ 併せて、他法人・他団体とのデータ比較を踏まえた評価を検討

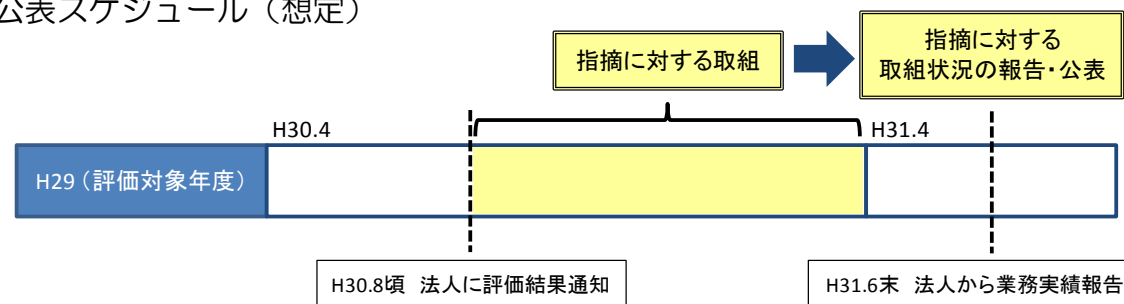
② 評価概要や改善すべき事項を明確化（都独自の取組）

- ・ 「全体評価」（A 4・5 ページ程度）の内容を都民に分かりやすく提示するため、「全体評価」の冒頭に評価を要約した項を設け、“高く評価すべき事項”や“改善すべき事項”を具体的・簡潔に記載

③ 法人による評価結果の反映・取組の公表【法第 29 条】

- ・ 評価における指摘事項のうち、厳格に進捗管理すべきものについて、法人が別様式で管理
- ・ 法人は取組結果を業務実績報告（取組年度の翌年度 6 月末）と同時に都に報告・公表

＜例＞ 評価結果の反映・取組の公表スケジュール（想定）



④ 法人による自己評価報告を踏まえた評価【法第 28 条第 2 項】

⑤ 期間評価を前倒して実施し（見込み評価）、次期中期目標に反映【法第 28 条第 1 項】

- ・ ④、⑤について、現行、都においては実質的に同様の仕組みを運用。法改正により制度化。